

越前町立学校再編準備委員会設置要綱

令和 5 年 6 月 5 日
教育委員会告示第 6 号

(設置)

第 1 条 越前町立小学校及び中学校の再編に伴う諸問題への協議、検討及び調整を図り、円滑な再編を推進するため、越前町立学校再編準備委員会（以下「委員会」という。）を再編する学校の組合せごとに設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、次の号に掲げる事項について協議及び検討する。

- (1) 再編する学校の再編準備に関すること。
- (2) その他再編に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、再編後の学校区ごとに設置するものとし、次の各号に掲げる者のうちから教育長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 再編する学校区の地域住民代表
- (3) 再編する学校区の保護者代表
- (4) 再編する学校区の学校関係者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、教育長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱した日から、第 2 条の所掌事項が終了した日までとする。

- 2 委員が欠けたときは、必要に応じて委員を補充するものとし、任期は前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(委員会)

第 6 条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の議決は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は委員長の決するところによる。

- 4 委員長は、委員会における審議のために必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴き、又は必要な説明若しくは資料の提出を求めることができる。

(部会の設置)

第7条 委員会は、第2条に規定する所掌事項の推進のため、部会を設置することができる。

- 2 部会は、委員会の指示により、所掌事項に係る資料収集、相互間の連絡調整及び関連する業務を行うものとし、その経過及び結果を委員会へ報告するものとする。
- 3 部会は、部会長及び部会員で組織し、部会長は部会員の互選により定める。
- 4 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。
- 5 部会は、部会長が招集し、運営については第6条の規定を準用する。

(教育委員会への報告)

第8条 委員会は、第2条に規定する事項の検討結果について、教育委員会へ報告するとともに、町民への広報に努めるものとする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、教育委員会事務局学校教育課において処理する。

- 2 部会の庶務は、教育委員会事務局学校教育課及び部会において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年6月5日から施行する。

(招集の特例)

- 2 この要綱制定後、初めて開催する会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、教育長が招集する。